

新型コロナ感染症対策への対応について

令和 3 年 10 月 15 日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
新型コロナウイルス感染症
敦賀現地対策本部

国及び機構対策本部の方針並びに福井県における「県民行動指針」等を踏まえ、以下のような新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策に継続的に取り組んでいます。

1. 業務に関する事項

①健康・衛生管理

- ・毎朝の自宅における体温チェック、出勤前の管理の徹底
- ・マスク着用、手洗い、うがい、ハンカチ携帯、咳エチケットの徹底
- ・事務所出入口等への消毒液、サーモグラフィカメラの設置
- ・基礎疾患があるなど重症化リスクの高い者の感染対策の徹底

②ワクチン接種

- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を希望できる者に対する速やかな接種の促進

③プラントの安全維持のための措置

- ・中央制御室への関係者以外の入室制限及び消毒液による手指消毒の徹底
- ・当直者とその他従業員との接触の回避（通勤バス、食堂の区画、利用時間の区分等）

④勤務体制の見直し

- ・分離勤務（シフト制勤務、在宅勤務等）、時差出勤、Web会議等の推進

⑤「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避

〔会議・会合〕

- ：Web会議等のシステム活用の推進
- ：手指消毒、マスク着用、室内換気、席間の十分な距離の確保、出席者の記録等の措置の徹底

〔機構主催イベント〕

- ：外部参加者向けのイベントは、web会議ツールを活用する。あるいは参加者を少人数のグループに分け、多数の人が同じ施設・部屋に集まらないようスケジュール・動線等を工夫したうえで実施
- ：外部参加者のある機構主催の会合については、県民行動指針に従い、手指消毒、マスク着用、室内換気、客席間の十分な距離の確保、参加者の連絡先の記録等の措置を講じた上で実施

〔一般見学〕

- ：もんじゅ、ふげんの施設見学は当面中止
- ：もんじゅ、ふげん以外の施設見学は、上記〔機構主催イベント〕と同様の措置を講じた上で、概ね2h以内で開催。

〔執務室・食堂等〕

- ：手指消毒、机・椅子の配置見直しによる距離の確保、パーテーションの設置等の措置の徹底
- ：職場毎に、共用設備等の定期的なアルコール消毒や室内換気等の徹底

〔通勤バス〕

- ：マスク着用・私語厳禁・乗車前の消毒等の徹底
- ：定期的な窓開けによる車内換気の徹底

⑥出張・往来

- ・他県と往来する際は、人混みを避けるなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、帰県後は体調管理に注意する

⑦外部からの入構者の管理

- ・協力会社におけるチェックリストによる健康状態の確認、管理の徹底
- ・県外からプラントに入構する作業員について、作業従事前の健康状態や行動状況の確認等の徹底
- ・工事、点検、保守作業関係以外の者について、警備所や事務棟玄関の一時対応エリアにおいて対応

・県外からのプラントに入構する新規作業員について、機構のPCR検査受検を要請

2. 休日など業務以外に関する事項

- ・3つの密（密閉、密集、密接）を回避するための行動の徹底
- ・店舗等が実施している対策や接触確認アプリ(COCoA)を導入・活用し、感染拡大防止対策に協力（アプリの接触通知を受けた場合、速やかに受診・相談センターへ相談）
- ・会食する場合は、「ふくい安全・安心認証店」を利用のうえ、「マスク会食」の徹底し、「4人以下のテーブル」※で行う
※参加者が5人以下の場合は1テーブル4人以下に分ける（同居家族を除く）
- ・外出時のマスク着用、咳エチケット、マスクの徹底
- ・飲食以外で店舗を利用するときには「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていることを確認し、掲示されていない場合には利用を控える
- ・自宅での石鹸を使用した手洗い、うがいの励行、ハンカチ携帯の徹底
- ・万一の感染発生に備え、本人・同居家族の外出記録作成の奨励
- ・家族で感染者が発生した場合又は感染の疑いがある場合、速やかに機構へ報告するとともに在宅勤務等を徹底
- ・やむを得ず県外往来を行う場合の感染防止対策の徹底
- ・帰省時に接触機会のある者についての体調確認や感染防止対策を徹底

万一、感染者が発生した場合には、保健所、医療機関等の指示に基づき、感染拡大防止を最優先に、直ちに必要な措置を講じます。

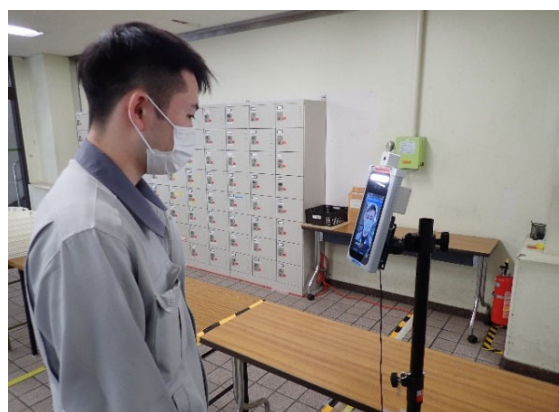
◇もんじゅ・ふげんにおける新型コロナウイルス感染防止対策（例）



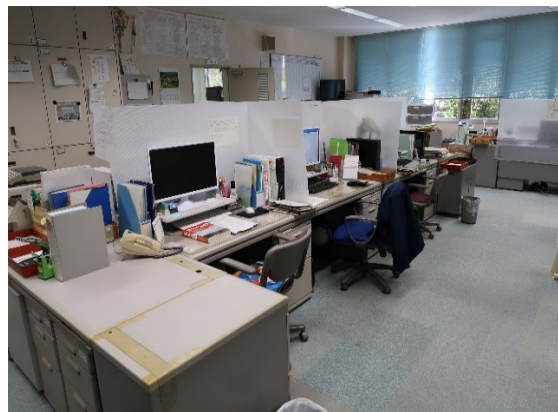
守衛所での臨時入構者に対する体温チェック



当直者のための食堂の区分



入構者用サーモグラフィカメラ



執務室へのパーティションの設置